

給与等の支給額が増加した場合、法人税が減税に！

～2022年度税制改正大綱より～

21-012号

通巻:0227

2022年度税制改正大綱が2021年12月10日に公表されましたので、今回は所得拡大促進税制の改正をご紹介します。今後、大綱に基づいた改正法案が国会に提出され、確定することになります。今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご注意ください。

改正内容に沿って、**増** = 増税 **減** = 減税 **延** = 延長 **△** = 手間減少 で表記しています。

## 法人課税 中小企業における所得拡大促進税制の**拡充**

**減**改正内容: 税額控除率の上乗せ措置を下記図の通り見直した上、その適用期限を1年延長する。  
給与等支給増加額 × 最大40% が税額控除額に。

改正理由: 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すことを図る。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等

**△** 手続変更: 教育訓練費の明細添付が必要 → 明細の会社保存義務へ変更

**延** 適用時期: 2022年4月1日～2024年3月31日の間に開始する事業年度について適用  
(個人事業主は、2023年・2024年の各年が対象)



### 改正概要

- ✓ 雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比**1.5%以上**増加した場合に、その増加額の**15%**を税額控除。また、前年度比**2.5%以上**増加した場合には、**30%**の税額控除。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%**の税額控除。

### 【賃上げ要件】

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が  
前年度比**2.5%以上**  
⇒ 給与増加額の**30%税額控除**\*

or

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が  
前年度比**1.5%以上**  
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**\*



### 【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が  
前年度比**10%以上**増加  
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ**\*

\* 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

経済産業省「令和4年度(2022年度)経済産業関係 税制改正について」より

クラージュ総合会計事務所・クラージュコンサルティング

〒541-0053 大阪市中央区本町2-3-6 本町ビジネスビル505 Tel. 06-4705-0011 Fax. 06-4705-0021

<http://courage.gr.jp/>

## ★用語の説明

### ※1 給与等支給額

国内雇用者(法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、**使用人兼務役員を含む役員及び役員の特珠関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。**)に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与所得)をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

### ※2 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

### ※3 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

### ※4 中小企業者等【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

#### (1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

##### ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等を行い、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

##### ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

#### (2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

参照: 中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制」パンフレット(暫定版)

～コメント～

控除上限が、法人税額の20%が上限なので、その金額内での税額控除になります。

従業員に還元した分税額は減りますが、税制にとらわれて、資金繰りを圧迫することがないように気を付けてください。

今回お知らせした内容は、改正の一部抜粋であり、細かい要件や必要な手続き等は、割愛させていただいておりますので、制度ご利用の際はご注意ください。

クラージュ総合会計事務所 水川 亮